

作成日 令和7年12月18日

令和8年度 施行

国民健康保険レセプト点検(柔道整復施術療養費内容調査)業務委託

(健康福祉課 国保医療係)

公示用

国民健康保険レセプト点検(柔道整復施術療養費内容調査)業務委託

項目	単価(1か月分)	数量	回数	金額	備考
データ取込		1	12		
柔道整復師内容調査支援業務		1	12		
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

## 令和8年度 国民健康保険レセプト点検（柔道整復施術療養費内容調査）業務 仕様書

委託者と受託者とは、国民健康保険レセプト点検（柔道整復施術療養費内容調査）業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

1 契 約 名 国民健康保険レセプト点検（柔道整復施術療養費内容調査業務）

2 委託する業務 柔道整復施術療養費点検等業務

3 業 務 場 所

受託者の事務所内とする。ただし、委託者の庁舎にて実施できる場合は、委託者と受託者が協議の上、委託者の指定する場所とする。

4 データの授受

データの搬送は、セキュリティを十分確保した状態で行う。

委託者は、レセプト公開後指定の時期までにレセプトデータの割振りを行い、電子媒体へ保存し、受託者へ庁舎内にて授受を行う。

5 業 務 方 法

委託者は毎月、柔道整復師施術療養費支給申請書を、指定の時期までに受託者へ郵送等により送付する。

6 調 査 方 法

柔道整復師施術療養費支給申請書を、毎月3か月縦覧にて確認を行う。

7 調 査 内 容

下記項目について、内容確認を行う。

- ・多部位負傷（3部位以上）施術の申請書
- ・長期継続（3か月を超える期間）施術の申請書
- ・頻回傾向（1月当たり10～15回以上の継続する傾向がある場合）施術の申請書
- ・医療レセプトとの突合点検

## 8 提出報告書

該当者一覧表の作成（登録項目は以下の通り）

- ・ 被保険者番号
- ・ 氏名
- ・ 診療月
- ・ 施術機関コード
- ・ 施術機関名称
- ・ 内容確認
- ・ 突合医療機関名称
- ・ 突合レセプト全国共通キー
- ・ 診療期間及び回数
- ・ 診療部位

## 9 業務完了報告

レセプトデータ、該当者一覧表引渡し完了後に完了報告書を作成し提出する。

※その後の処理、一覧表より、通知書の作成及び発送、内容照会等は受託者で行わないものとする。

※この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が双方協議して別に定めるものとする。